

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第七号

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
機関 (略)	職	機関 (略)	職
学校給食 共同調理 場	(略)	学校給食 共同調理 場	(略)
保育所（ 園）	保育所（園） 長		

附則

この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。